

一般社団法人日本整形外科超音波学会評議員選出規則

(総則)

第1条 評議員の選出は、一般社団法人日本整形外科超音波学会（以下「この法人」という。）定款および本規則に基づいて行う。

(選出)

第2条 評議員は社員総会の決議により、以下の要領で選出する。

任期満了する評議員は、社員総会で再任の決議を行う。ただし、再任を辞退した者および定款第12条4項並びに同条5項に該当する者は被選出資格を失う。

新評議員は、原則として評議員2名の推薦により社員総会で選出する。

(被推薦資格)

第3条 評議員の被推薦資格は、以下の通りとする。

(1)正会員歴5年以上であること

(2)業績

論文業績として整形外科、運動器診療および研究領域における超音波関連論文または著書3編（内主著者2編）以上（本学会誌1編以上を含む）を有すること。

または、発表業績として整形外科運動器診療および研究領域における超音波関連発表5題（内主演者3題）以上（本学会3題以上を含む）を有すること（主著者論文1編を主演者発表1回に代用することも可とする）。

(3)その他考慮すべき条項

上記(1)、(2)に満たさない場合でも特別な事情、業績によって推薦を受けることが出来る。

大学医学部整形外科主任教授

本学会委員会委員実績または委員として必要と考えられる者

各種教育機関で学生、専門職の超音波診療に関する教育に携わる者

本学会主催セミナー講師を5回以上務めた者

(変更)

第4条 本規則は、理事会の決議により変更することができる。

附則 本規則は、令和6年7月16日から施行する。